

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成21年9月16日)

- 1 第6回鳥取環境大学改革検討委員会の概要について  
【青少年・文教課】・・・1ページ
- 2 平成20年度決算(市町村分)に係る健全化判断比率・資金不足比率(暫定値)について  
【自治振興課】・・・3ページ
- 3 ポスト過疎法へ向けた過疎指定地域の検証結果について  
【中山間地域振興室】・・・6ページ
- 4 「地上デジタル放送難視地区対策計画」(初版)の公表について  
【情報政策課】・・・10ページ
- 5 智頭急行の復旧及び智頭急行復旧PRイベントの開催について  
【交通政策課】・・・12ページ

企 画 部

## 第6回鳥取環境大学改革検討委員会の概要について

平成21年9月16日  
青少年・文教課

鳥取環境大学において、大学の今後のあり方を検討するため理事会の下に設置された、鳥取環境大学改革検討委員会の第6回検討委員会が次のとおり開催された。

- 1 日時 平成21年9月8日(火) 18:00～20:00
- 2 場所 とりぎん文化会館第4会議室
- 3 出席者 14名(委員16名中)
- 4 概要

### (1) 「鳥取環境大学が実施したアンケート結果」について報告 (鳥取環境大学の教育内容に関するアンケート調査結果)

#### [調査目的]

鳥取環境大学に関する鳥取県民の意識や要望等を収集し、今後の大学運営に活用する。

#### [調査対象]

- ・県内高等学校31校の高校2年生とその保護者、高等学校の専任教員
- ・県内に事業所を置く従業員20人以上の企業

#### [調査結果]

- ・高校生・保護者の鳥取環境大学の学科に対する認知度は極めて低い。学科の特徴を「知っている」は保護者3%、生徒2%
- ・鳥取環境大学を志望先の候補としているのは、生徒4%、保護者8%、教員25%
- ・志望先の候補としない理由……1位は「望む専門学科がない」2位は「国公立ではない」は共通、保護者・生徒は「資格・免許取得の困難」、教員は「授業料の高さ」を挙げている。
- ・大学への期待……教員・保護者の1位は「県内就職支援の充実」2位以下は「公立化」、「環境分野の専門教育充実」、「授業料値下げ」も相対的に高い。
- ・新学科を創設する場合……1位は保護者・教員・企業とも「看護・福祉系」
- ・今後の運営方式……1位は「公立化」(教員・保護者とも48%) 2位は「学科再編」(教員14%、保護者21%) 3位は現行運営方式(教員19%、保護者12%)

### (2) アンケート結果に対する委員の主な意見

- ・大学(学科)の認知度が低いのは、進学対象から外れており、生徒・保護者に大学に対する関心がないため。
- ・大学でも、近年大きな努力をしてきたが、今の大学のままでは少子化や経済状況を考えると今年度なみ(152名)の入学者を集めるのは難しい。
- ・アンケートで公立化の方向が出ているなら、早急に結論を出すべき。
- ・アンケートでは、経費に関することを聞いてない。公立化を検討するにしても必要な経費を明らかにした上で行う必要がある。
- ・環境大学の入学定員充足率は55%だが、他の公設民営を含めた私立大学はこれほど低くない。なぜここまで低いのか分析が必要。
- ・大学のあり方、中身についても併せて検討する必要がある。
- ・設置希望の多かった、「看護、福祉」系学科の設置についても考慮すべき。

### (3) 今後の検討の方向性について

アンケート調査結果及び今回出された意見をもとに、改革検討委員会で今後以下の方向で

検討を進める。

- ・ 設置形態については公立化についても、選択肢として検討する。
- ・ 税金投入の額と将来の経営見通しについて検討する。
- ・ 現在の学生減少の状況を分析し、地域に必要とされる大学の姿（学科設置・改編等）について検討する。  
 その際アンケートで設置希望が多かった、「看護・福祉」系学科の設置についても併せて検討を行う。

(参考) 鳥取環境大学改革検討委員会の概要

1 目的

鳥取環境大学において、大学の今後の在り方を検討するため、理事会の下に関係各分野からの委員による改革検討委員会を設置し、大学運営に係る重要事項について検討している。

2 委員名簿 (H21.9現在)

氏名	役職等	氏名	役職等
清水 昭允 (委員長)	株式会社清水代表取締役社長	渡辺 良人	学校法人加計学園 岡山理科大学 大学事務局長
西村 博文	株式会社クエー代表取締役社長	田中 衛	鳥取環境大学同窓会長
林 昭男	鳥取県企画部長	道上 正規	学校法人鳥取環境大学理事
林 由紀子	鳥取市副市長	武田 勝文	学校法人鳥取環境大学理事
坂口 祐二	鳥取東高等学校校長	金子 弘道	鳥取環境大学環境政策経営学科長
西村 省二	鳥取商業高等学校校長	小林 朋道	鳥取環境大学環境マネジメント学科長
吉田 登志	岩美高等学校PTA会長	中村 貴志	鳥取環境大学建築・環境デザイン学科長
高田 康彦	倉吉北高等学校育友会会長	秦野 諭示	鳥取環境大学情報システム学科長

3 検討経過

開催回 (開催日)	検討内容
第1回検討委員会 (H20年5月19日)	○授業料の額についての意見交換 等
第2回検討委員会 (H20年6月24日)	○授業料の改定については継続審議とし、学生支援制度の充実を検討する。→ 7月16日に学生支援制度の拡充策を発表 ・新たな奨学金制度
第3回検討委員会 (H20年9月17日)	○平成22年度以降の大学の魅力度向上（学生募集に向けた改善・改革）についての意見交換。今後具体的な取組について検討。
第4回検討委員会 (H20年12月18日)	○魅力度向上策についての検討。 ○公立化に向けた取組み（高知工科大）の説明 →公立化については、選択肢の一つとして検討
第5回検討委員会 (H21年5月18日)	○第3回委員会資料「大学の魅力度向上」に係る進捗状況について意見交換 ○大学事務局から看護学科を設置した場合の収支シミュレーションについて説明 ○「将来的な学部・学科と教育内容」、「設置形態の在り方」の検討を行うため、保護者、事業所等に対するアンケートを実施することを報告

平成20年度決算（市町村分）に係る健全化判断比率・資金不足比率（暫定値）について

平成21年9月16日  
自治振興課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、市町村において平成20年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率が算定されました。

1 健全化判断比率および資金不足比率（平成20年度決算）【暫定値】

- (1) 早期健全化基準以上となる団体・・・日野町（実質公債費比率）  
 (2) 経営健全化基準以上となる団体・・・米子市（流通業務団地整備事業特別会計）

（単位：％）

指標 市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担比率	公営企業の会計名および 資金不足比率
鳥取市	△2.31	△11.79	17.8	162.0	-
米子市	△3.63	△0.56	20.8	212.2	下水道事業特別会計 3.8 流通業務団地整備 事業特別会計 54.4
倉吉市	△1.45	△6.11	20.8	130.4	-
境港市	△4.27	△9.09	18.7	132.2	市場事業費会計 1.7
岩美町	△1.98	△25.46	14.2	68.1	-
若桜町	△2.95	△20.87	19.0	92.9	-
智頭町	△8.05	△20.08	17.6	63.2	国民健康保険病院 事業会計 0.6
八頭町	△2.73	△7.47	15.5	129.1	-
三朝町	△2.61	△10.10	20.5	90.1	国民宿舎事業会計 4.2
湯梨浜町	△2.97	△12.79	18.4	168.3	-
琴浦町	△2.02	△10.23	17.8	194.7	-
北栄町	△2.43	△5.38	21.2	205.3	-
日吉津村	△2.45	△3.37	15.6	131.0	-
大山町	△4.08	△11.24	17.5	97.8	-
南部町	△2.69	△11.34	17.2	150.8	-
伯耆町	△4.08	△7.65	20.1	85.4	-
日南町	△4.12	△63.88	16.6	0.0	-
日野町	△4.91	△6.43	30.2	196.3	-
江府町	△7.96	△17.76	22.8	173.6	-
日野病院組合					-
早期健全化 基準	11.25 ～ 15	16.25 ～ 20	25	350	
財政再生化 基準	20	30	35		
経営健全化 基準					20

※数値はいずれも暫定値であり、今後変動することがある。

※実質赤字比率・連結実質赤字比率が△である団体は当該比率が生じていないが、参考値として実質黒字比率・連結実質黒字比率を△表示している。

※「-」は、当該比率が生じていない（資金不足が生じていない）ことを表している。

※日野病院組合は公営企業を実施している一部事務組合のため、資金不足比率のみ算定する。

※市町村の標準財政規模、実質赤字比率および連結実質赤字比率の早期健全化基準は別表のとおり。

## 2 前年度との比較

- ・平成19年度決算で健全化判断基準を超えていた団体を比較。

### (1) 健全化判断比率

市町村名	指標	平成20年度決算	平成19年度決算	増減理由
日野町	実質公債費比率	30.2 早期健全化基準超過	31.0 早期健全化基準超過	起債発行額抑制による地方債償還額の減

### (2) 資金不足比率

市町村名	公営企業会計名	平成20年度決算	平成19年度決算	増減理由
米子市	流通業務団地整備 事業特別会計	54.4 経営健全化基準超過	44.5 経営健全化基準超過	収益減による実質赤字の増 および地方債残高の減
智頭町	国民健康保険病院 事業会計	0.6	41.2 経営健全化基準超過	一般会計からの繰入れの増 (147百万円増) 公立病院特例債の発行 (536百万円) 人件費カット (15%カット、62百万円減)

## 3 健全化判断比率等の住民への公表

### (1) 市町村の取組み

ホームページで公表済み	・・・	4 団体
ホームページで公表予定	・・・	15 団体
広報紙で公表予定	・・・	19 団体

### (2) 県の取組み

健全化判断比率等は暫定値として県ホームページに掲載しており、市町村から確定値が報告され次第、県ホームページ等で公表。

(別表)

(単位：千円、%)

	標準財政規模	実質赤字比率	連結実質赤字比率
鳥取市	51,235,188	11.25	16.25
米子市	30,275,455	11.79	16.79
倉吉市	14,291,665	12.83	17.83
境港市	7,732,618	13.82	18.82
岩美町	3,701,491	15.00	20.00
若桜町	2,163,038	15.00	20.00
智頭町	3,431,887	15.00	20.00
八頭町	6,670,116	14.17	19.17
三朝町	2,766,360	15.00	20.00
湯梨浜町	5,966,944	14.46	19.46
琴浦町	5,933,339	14.48	19.48
北栄町	4,825,264	15.00	20.00
日吉津村	1,247,564	15.00	20.00
大山町	6,987,153	14.05	19.05
南部町	4,321,793	15.00	20.00
伯耆町	4,767,193	15.00	20.00
日南町	3,566,737	15.00	20.00
日野町	2,201,271	15.00	20.00
江府町	2,141,009	15.00	20.00

※市町村の財政規模に応じて設定

早期健全化基準(実質赤字比率) =  $[1/5 + \{(標準財政規模の額 \times 1/40) / 標準財政規模\}] \times 1/2$

早期健全化基準(連結実質赤字比率) =  $[1/5 + \{(標準財政規模の額 \times 1/40) / 標準財政規模\}] \times 1/2 + 1/20$

## (参考)

### 財政健全化法の概要

#### (1) 財政健全化法の目的

市町村の財政の健全性に関する比率を公表し、当該比率に応じて市町村が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定・実施することにより市町村の財政の健全化に資することを目的とする。

#### (2) 健全化判断比率の種類

- ①実質赤字比率（一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合）
- ②連結実質赤字比率（全会計の実質赤字額等が標準財政規模に占める割合）
- ③実質公債費比率（一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合）
- ④将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合）
- ⑤資金不足比率（公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合）

#### (3) 早期健全化団体等の義務

- ①健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、財政健全化計画を策定。
- ②再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、財政再生計画を策定。
- ③資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を策定。
- ④毎年度、財政健全化計画等の実施状況を議会に報告、住民への公表。

#### (4) 国・県の役割

国の役割・・・財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、国は当該団体に対して予算の変更等必要な措置を勧告することができる。

県の役割・・・財政健全化計画・経営健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県は当該市町村に対して必要な勧告をすることができる。

#### (5) 財政再生団体に対する起債の制限と再生支援策

- ①財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができない。
- ②財政再生計画に同意を得た場合、収支不足額を振り替えるため、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能。

#### (6) 今後のスケジュール

##### 【県：平成21年度】

- ・10月30日に平成20年度決算に係る健全化判断比率等（確定値）の公表  
（暫定値は9月8日に公表済）

##### 【市町村：平成21年度】

- ・9月：当該年度の前年度決算に係る健全化判断比率等の議会報告及び公表
- ・10月～翌年3月：該当団体は個別外部監査を実施のうえ財政健全化計画等を策定

#### 【用語解説】

- 実質赤字額・・・その年度の歳入歳出の単純差引額（＝形式収支）から、翌年度へ繰り越す財源を控除して赤字となり、繰上充用あるいは支払繰延を行った額。
- 連結実質赤字額・・・実質赤字額に、公営企業会計等の実質赤字額および資金不足額を加え実質黒字額および資金剰余額を控除して赤字となった額。
- 実質公債費比率・・・一般会計等の公債費に公営企業会計の公債費への繰出金や一部事務組合の公債費への負担金など公債費に準ずるものを加えた額から、公営住宅使用料や都市計画税などの特定財源と普通交付税に算入された公債費等を控除した額の標準財政規模に対する割合。

# ポスト過疎法へ向けた過疎指定地域の検証結果について

平成21年9月16日  
中山間地域振興室

## 1 概要

- 平成21年度をもって現行過疎法(過疎地域自立促進特別措置法)が失効することとなるが、過去の法律が切り替わる際に、地域指定における人口要件等の基準が厳しくなっていることから、新たな法律においても要件が厳しくなることを想定し、県独自に人口要件等の基準を設定して3種類の試算を実施した。
- 平成21年9月8日に関係市町村、大学等及び県で構成する「鳥取県過疎・中山間地域対策研究会」を開催し、この試算を当研究会による共通認識とし、今後の要望活動の強化につなげることを確認した。

## 2 試算と結果 (詳細は別紙1、2参照)

【試算に用いた人口要件の基準】 次のA B C Dのいずれかに該当

○昭和35年から平成17年までの人口減少率	○昭和45年から平成17年までの人口減少率
A 人口減少率0.35以上	D 人口減少率0.24以上
B 人口減少率0.3以上で、高齢者比率0.32以上	
C 人口減少率0.3以上で、若年者比率0.14以下	

### (試算1) 現行の19市町村単位で試算

(試算結果) 一部過疎地域を含む合併市町はすべて指定地域から除外される。

※鳥取市(用瀬町、佐治村、青谷町)、八頭町(八東町)、湯梨浜町(泊村)、伯耆町(溝口町)はすべて除外される。三朝町、江府町が追加される。

### (試算2) 平成の大合併以前の39市町村単位で試算

(試算結果) 過疎指定地域 現行10町村 → 試算後11町村(新たに3町追加、2町外れる)

※三朝町、中山町、江府町が追加、青谷町、用瀬町が除外される

### (試算3) 昭和合併前の173旧村単位で試算

(試算結果) 77地区(全173地区の44.5%)で基準を満たし、うち現行の10町村に含まれない地域が53地区。うち14地区では、高齢者比率35%超、人口減少率が45%以上

※現行過疎法の過疎指定地域(10町村)

用瀬町、佐治村、青谷町、八東町、若桜町、智頭町、泊村、溝口町、日南町、日野町

## 3 過疎地域指定から外れた場合に考えられる影響

過疎法に基づく施策が活用できなくなる。

(主な施策)・過疎対策事業債の発行：元利償還の7割を交付税措置

・国の補助のかさ上げ等：統合に伴う小中学校舎等の整備(1/2→5.5/10)

・過疎対策のための国庫補助金：過疎地域集落等整備事業費補助金(国1/2)等

## 4 今後の対応

県では、従来から国要望等において「ポスト過疎法の制定にあたっては、地域の実態に即した対象地域の設定が行われるべき」と要望しているが、今後、以下の視点に留意しながら、関係市町村、各知事会等と連携し、国や国会議員への働きかけを積極的に行っていく。

- (1) 合併市町について合併していない町村と一律の要件で指定の有無を判断するのではなく、最低でも合併前の市町村(39市町村)単位での指定とする必要がある。
- (2) ポスト過疎法の制定にあたっては、引き続き現行地域が指定されるよう配慮する必要がある。しかし、現行の指定地域が指定から外れる場合は、最大限の激変緩和措置を講ずる必要がある。
- (3) 現行の過疎指定地域の他にも旧村単位で見ると、厳しい条件の地域が指定外地域にも多く存在していることから、地域の実態に即した特例措置等が講じられる必要がある。

## 過疎指定地域の試算と結果

平成 21 年 9 月 16 日  
中山間地域振興室

平成 21 年度をもって現行過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）が失効することとなるが、過去の法律が切り替わる際に、地域指定における人口要件等の基準が厳しくなっていることから、新たな法律においても要件が厳しくなることを想定し、県独自に人口要件等の基準を設定して 3 種類の試算を実施した。

## ○試算に用いた人口要件等の基準

## 人口要件（以下のいずれかに該当）

## (1) 昭和 35 年からの人口減少率

①平成 17 年国勢調査人口の昭和 35 年国勢調査人口対比減少率 0.35 以上

②人口減少率が 0.30 以上であって、平成 17 年国勢調査人口における 65 歳以上人口の比率が 0.32 以上

③人口減少率が 0.30 以上であって、平成 17 年国勢調査人口における 15 歳以上 30 歳未満人口の比率が 0.14 以下

※ただし、①～③とも昭和 45 年から 25 年間で人口が 10%以上増加している団体は除く。

## (2) 昭和 45 年からの人口減少率

平成 17 年国勢調査人口の昭和 45 年国勢調査人口対比減少率 0.24 以上

## 財政力要件

試算 1 の基準 H18 から H20 財政力指数の平均値が 0.40 以下

試算 2 の基準 合併市町村：合併前過去 3 カ年の財政力指数の平均値が 0.40 以下

単独市町村：H18 から H20 財政力指数の平均値が 0.40 以下

## 【試算 1】

条件：現行の 19 市町村単位で試算を行う。

## ＜試算結果＞

## ○試算後地域（6 町村）太字が追加地域

若桜町、智頭町、**三朝町**、日南町、日野町、**江府町**

（財政力要件を理由に過疎指定地域から外れる町村はない）

※一部過疎地域を含む合併が行われた 4 市町（鳥取市（用瀬町、佐治村、青谷町）、八頭町（八東町）、湯梨浜町（泊村）、伯耆町（溝口町））はすべて指定地域から外れる試算

## 【試算 2】

条件：平成の大合併以前の 39 市町村単位で試算を行う。

## ＜試算結果＞

過疎指定地域 現行 10 町村⇒試算後 11 町村

## ○試算後地域（11 町村）太字が追加地域

佐治村、八東町、若桜町、智頭町、泊村、**三朝町**、**中山町**、溝口町、日南町、日野町、**江府町**（財政力要件を理由に過疎指定地域から外れる町村はない）※青谷町、用瀬町は過疎指定地域から外れる試算

（原因）⇒青谷町：現行過疎法では、②'、③' の要件を満たし指定対象地域となっていたが、試算では要件を満たさない。

現行過疎法基準 (H7 データ)：人口減少率 25.06%、高齢者比率 24.39%、若年者比率 14.55%

ポスト過疎法基準 (H17 データ)：人口減少率 34.00%、高齢者比率 30.76%、若年者比率 14.24%

（原因）⇒用瀬町：現行過疎法では、③' の要件を満たし指定対象地域となっていたが、試算では要件を満たさない。

現行過疎法基準 (H7 データ)：人口減少率 25.56%、若年者比率 14.28%

ポスト過疎法基準 (H17 データ)：人口減少率 34.79%、若年者比率 14.40%



＜参考＞現行過疎法の指定要件のうち人口要件（一部抜粋）

- ①' S35～H7 の人口減少率 0.30 以上
- ②' S35～H7 の人口減少率 0.25 以上かつ H7 高齢者比率 0.24 以上
- ③' S35～H7 の人口減少率 0.25 以上かつ H7 若年者比率 0.15 以下

【試算 3】

条件：昭和合併前の 173 旧村単位で試算を行う。

（説明）従来の市町村単位より小さな地域単位（旧村単位：173 地区）で高齢者比率、人口減少率等検証し、現行法の指定地域に含まれない市町村も含めて地域の過疎化の状況を把握する。

＜試算結果＞

○旧村単位の 173 地区のうち、試算に用いた人口要件等の基準にあてはめて試算した場合、77 地区が過疎法の基準を満たす。

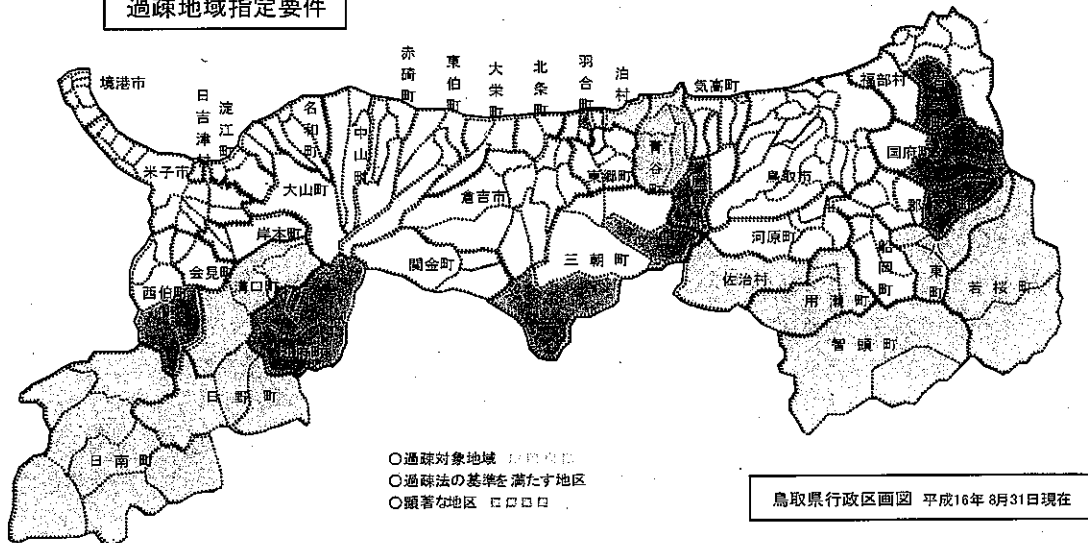
○このうち、現行法の 10 の指定地域（市町村単位）に含まれない地域が 53 地区。

○特に、高齢者比率、人口減少率等が厳しい地区は以下のとおり。

※高齢者比率が 3.5% 超（中山間地域全体の高齢者比率：2.7%）、人口減少率が 4.5% 以上（対昭和 35 年）の地区を選択。

地区名	高齢者比率(%)	人口増減率(%) (S35→H17)	若年者比率(%)
1 国府町成器	35.30%	▲57.93% (1,690→711)	16.46%
2 国府町大茅	50.00%	▲77.33% (1,288→292)	11.64%
3 鹿野町小鷲河	35.09%	▲56.24% (1,563→684)	14.04%
4 岩美町小田	35.37%	▲56.36% (2,177→950)	14.95%
5 郡家町上私都	37.74%	▲59.13% (1,517→620)	11.29%
6 三朝町小鹿	37.69%	▲58.01% (1,586→666)	12.91%
7 三朝町竹田	45.63%	▲66.88% (1,833→607)	10.21%
8 羽合町宇野	40.27%	▲55.49% (993→442)	10.41%
9 西伯町東長田	38.26%	▲53.03% (907→426)	13.38%
10 西伯町上長田	36.40%	▲60.22% (1,257→500)	11.80%
11 江府町神奈川	35.18%	▲46.84% (1,834→975)	11.49%
12 江府町江尾	36.35%	▲45.60% (2,787→1,516)	13.06%
13 江府町米沢	36.94%	▲47.62% (1,762→923)	9.97%
14 江府町日光	48.91%	▲63.00% (619→229)	6.11%

過疎地域指定要件



過疎地域自立促進特別措置法と過去の過疎3法の概要並びにポスト過疎法の指定要件（想定）について

法律名	過疎地域政策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	ポスト過疎法（試算に用いた基準）
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成30年度
過疎地域の要件 （人口要件、財政力要件）	<p>人口要件</p> <p>S40 国勢調査人口のS35 国勢調査人口対比減少率0.1以上</p> <p>財政力要件</p> <p>S41-S43 財政力指数の平均値0.4未満</p> <p>新たな国勢調査結果により追加公示</p>	<p>人口要件</p> <p>S50 国勢調査人口のS35 国勢調査人口対比減少率0.2以上</p> <p>財政力要件</p> <p>S51-S53 財政力指数の平均値0.37以下</p> <p>公営船技収益が10億円以下</p> <p>新たな国勢調査結果により追加公示</p>	<p>人口要件（次のいずれかに該当）</p> <p>① S60 国勢調査人口のS35 国勢調査人口対比減少率0.25以上</p> <p>② 人口減少率が0.20以上であって、S60 国勢調査人口における65歳以上人口の比率が0.16以上</p> <p>③ 人口減少率が0.20以上であって、S60 国勢調査人口における15歳以上30歳未満人口の比率が0.16以下</p> <p>財政力要件</p> <p>S61-S63 財政力指数の平均値0.44以下</p> <p>公営船技収益が10億円以下</p> <p>新たな国勢調査結果により追加公示</p>	<p>人口要件（次のいずれかに該当）</p> <p>(1) S35年からの人口減少率</p> <p>① H7 国勢調査人口のS35 年国勢調査人口対比減少率0.30以上</p> <p>② 人口減少率が0.25以上であって、H7 国勢調査人口における65歳以上人口の比率が0.24以上</p> <p>③ 人口減少率が0.25以上であって、H7 国勢調査人口における15歳以上30歳未満人口の比率が0.15以下</p> <p>(2) S45 からの人口減少率</p> <p>H7 国勢調査人口のS45 国勢調査人口対比減少率0.19以上</p> <p>財政力要件</p> <p>H8-H10 財政力指数の平均値が0.42以下</p> <p>公営船技収益が13億円以下</p> <p>平成12年度国勢調査確定人口で追加公示</p>	<p>人口要件（次のいずれかに該当）</p> <p>(1) S35年からの人口減少率</p> <p>① H17 年国勢調査人口のS35 年国勢調査人口対比減少率0.35以上</p> <p>② 人口減少率が0.30以上であって、H17 年国勢調査人口における65歳以上人口の比率が0.32以上</p> <p>③ 人口減少率が0.30以上であって、H17 年国勢調査人口における15歳以上30歳未満人口の比率が0.14以下</p> <p>(2) S45 からの人口減少率</p> <p>H17 国勢調査人口のS45 国勢調査人口対比減少率0.24以上</p> <p>財政力要件</p> <p>H18-H20 財政力指数の平均値が0.40以下</p> <p>公営船技収益が20億円以下</p> <p>平成22年度国勢調査確定人口で追加公示</p>
公示団体数	当初公示(S45.5.1) ⇒776市町村 最終 ⇒1,093市町村	当初公示(S55.4.1) ⇒1,119市町村 最終 ⇒1,157市町村	当初公示 ⇒1,143市町村 最終 ⇒1,230市町村	当初公示 ⇒1,171市町村 最終 ⇒1,210市町村	当初公示 ⇒200市町村 最終 ⇒200市町村

# 「地上デジタル放送難視地区対策計画」(初版)の公表について

平成21年9月16日  
情報政策課

平成21年8月31日、総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会から標記「対策計画」が公表された。(総務省ホームページにて掲載)

## 1 「対策計画」の概要

- ・アナログ放送波とデジタル放送波の特性の違い等により、アナログ放送は戸別受信可能であるが、デジタル放送は戸別受信困難となる「新たな難視」世帯が発生。
- ・既に地上デジタル放送波が発射されている地域を対象とした実測調査の結果、全国約22万世帯が「新たな難視」世帯と判明。
- ・「対策計画」では、該当地区ごとの受信状況、対象世帯数、対策手法、対策時期等が示されている。
- ・「対策計画」は、対策の進展に伴い、定期的に更新される。

## 2 県内の状況

自治体名	地区数	世帯数
倉吉市	2	9
岩美町	2	3
若桜町	1	14
八頭町	1	14
南部町	3	4
日野町	5	61
計	14	105

※ 既設又は整備中のケーブルテレビに各世帯が加入することにより、難視解消が可能と見込まれる。  
(加入費用の分担は未定)

※ 各地区で新たに共聴施設等の整備が必要

注) 対策手法等については、「検討中」とされている。

参考) 他県(中国管内)の「新たな難視」世帯数

自治体名	地区数	世帯数
島根県	155	1,270
岡山県	299	3,506
広島県	323	4,512
山口県	118	1,498

## 3 今後の取り組み

「対策計画」においては、個別地区ごとの具体的な実施スキームや支援スキームについて明示されておらず、今後早急に具体的な対策をまとめていく必要がある。

地上デジタル放送は国策であり、国の責任で円滑な移行を推進すべきという基本的認識のもと、

- 国及び放送事業者への要望を継続して行う。  
「早急の実施スキーム及び支援スキームを明示すること」  
「特に対策手法が共聴施設新設による場合、その経費の全額国庫負担やNHKによる技術的支援等を具体的に検討すること」
- 特に、新たな共聴施設整備が必要となる日野町について、早急に国、放送事業者、町、県で具体策を検討する。

(参 考)地上デジタル放送移行にかかる県内の現状について

(1)住民に対する周知

ア 一般住民への周知

- ・総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ鳥取）により、受信機買換え等に関する地区別の説明会や住民の要望に応じた戸別訪問などが実施されている。

イ 経済的困窮世帯への支援制度の周知

- ・経済的困窮世帯への受信機購入等支援を実施する総務省地デジチューナー支援実施センターが設置され、10月1日から申込みが開始される。
- ・福祉担当部局や市町村と連携した対象世帯への周知が必要となる。

(2)受信対策

ア 辺地共聴施設のデジタル化改修

- ・電波を戸別受信できない世帯では集落で共同アンテナを山腹等に設置し、有線で各戸に送信している。
- ・ケーブルテレビ未整備の町では、施設のデジタル化改修が必要となる。（国・県等による補助あり）
- ・改修は共聴組合の責任で行うことになるが、実質的には町のリードが不可欠。

イ 受信障害対策共聴施設、集合住宅共聴施設のデジタル化改修

- ・ビル等の影響により電波を戸別受信できない世帯では原因者の責任で共聴施設を設置している。また、マンション等の集合住宅では共同アンテナで受信している。
- ・原因者、管理者、所有者等に改修を働きかける必要がある。（国による補助あり）
- ・現在、デジサポ鳥取において、対象施設の把握、訪問要請が行われている。

# 智頭急行の復旧及びPRイベントの開催について

平成21年9月16日  
交通政策課

8月9日～10日の大雨により、鉄道では因美線（智頭町内）及び智頭線（兵庫県佐用町内）が被災し、『特急スーパーはくと』は一部区間でバス代行輸送、『特急スーパーいなば』は全便運休が続いていましたが、復旧作業の結果、**8月29日（土）の始発から全便が平常運行に戻りました**。被災箇所については、応急復旧に引き続き、本復旧工事が行われています。

この機会に智頭急行復旧を関西でPRし、「スーパーはくと」を利用した関西圏からの誘客を図るとともに、被災地復旧を支援するため、智頭急行㈱、兵庫県、沿線市町村と連携して、8月29日にJR大阪駅でPRイベントを開催しました。

## 1. 被災の影響（特急列車乗車状況）

特急	8月全体	8/10～8/28（運休又はバス代行輸送中）	8/29～8/31（復旧後）
スーパーはくと	51,732人(65.2%)	28,799人(55.9%)	4,099人(75.3%)
スーパーいなば	7,769人(32.2%)	— (0.0%)	1,210人(63.3%)
計	59,501人(57.6%)	28,799人(43.4%)	5,309人(72.2%)

※（ ）は対前年比

## 2. 復旧PRイベントについて

(1) 日時 8月29日（土） 午前10時から12時まで

(2) 場所 JR大阪駅 「砂時計ひろば」

(3) 参加者 平井知事、池上智頭急行社長、長谷川倉吉市長、寺谷智頭町長、兵庫県ほか

(4) 内容 JR大阪駅利用者に、二十世紀梨とともに以下のチラシを配布し、智頭急行の復旧等をPRした。

①智頭急行復旧チラシ

②被災地義援金募集チラシ（兵庫県及び岡山県）

③鳥取の梨PR（二十世紀梨無料配布及びチラシ）

④日本のまつり2009鳥取PRチラシ ほか

(5) その他 上記のほか、知事が同日に大阪で開催された「鳥取県ファンの集いin関西」に出席、またラジオ・テレビにも出演してPRした。

今後も、智頭急行㈱や智頭線利用促進協議会と連携して、京阪神地区や岡山・広島等で、智頭急行復旧・鳥取県への誘客をPRしていく。

